

令和8年度「やちよ元気UP応援店」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代市第3次健康まちづくりプランに基づき、市民の健康づくりを支援するため、健康的な食生活の環境整備を図る「やちよ元気UP応援店」（以下「応援店」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 応援店とは、別紙「令和8年度「やちよ元気UP応援店」登録基準」（以下「登録基準」という。）を満たすものとして第4条第2項の規定による登録を受けた飲食店をいう。

(申請)

第3条 応援店の登録を受けようとする飲食店は、令和8年度「やちよ元気UP応援店」登録申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和8年6月1日から同年6月30日までの間に行わなければならない。

3 第1項の申請書の提出方法は、窓口への持参、郵送又はちば電子申請サービスの利用によるものとする。

(登録)

第4条 市は、飲食店から前条第1項の規定による申請があった場合は、当該飲食店へ訪問して登録基準の確認を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による確認後、飲食店が登録基準を満たしていると認めるときは、当該飲食店を応援店として登録し、当該飲食店に対し登録証（第2号様式）を交付するものとする。

3 前項の規定による登録の期間は、令和8年8月31日から同年11月30日までとする。

(登録内容の変更)

第5条 応援店は、第3条第1項の規定による申請の内容に変更があった場合は、速やかに令和8年度「やちよ元気UP応援店」登録事項変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の変更申請書の提出を受けた場合は、当該変更申請書の内容について確認の上、登録内容の変更を行うものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、応援店が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該応援店の登録を取り消すことができる。

(1) 登録基準に適合しなくなったとき。

(2) 登録期間中において、健康増進法（平成14年法律第103号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他関係法令等に反し、関係法令等による指示、立入検査等を受けたと判明したとき。

(3) その他応援店として、登録を取り消すべき事由が生じたとき。

2 応援店は、登録を取り消す場合は、令和8年度「やちよ元気UP応援店」登録取消申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(取組状況の確認)

第7条 市長は、必要があると認めたときは、応援店の同意を得た上で、登録メニューの提供状況等を確認するためのアンケート等を実施し、市の職員を当該応援店へ訪問させることができる。

(普及啓発)

第8条 市は、広報やちよ、市公式ホームページへの掲載等により、応援店の普及啓発に努めるものとする。

2 応援店は、応援店の名称を使用し、市が提供したデータの印刷、掲示等による普及啓発を行うことができる。なお、市が提供したデータを改変して使

用してはならない。

(損失補償等の責任)

第9条 市は、登録メニューの表示利用に当たり損失が発生したときの補償等については、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、応援店の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月11日から施行する。